

機械器具 58 整形用機械器具
一般医療機器 骨手術用器械（JMDNコード：70962001）
ドリル／KW

【禁忌・禁止】

無理な穿孔は行わないこと。

（併用禁忌）

他社製のインプラント、自社専用品以外の機械器具と組み合わせて使用しないこと。（相互作用の項参照）

【形状・構造及び原理等】

1. 構成品
ツイストドリル
2. 組成
ステンレス
3. 形状又は構造
本品の代表的な製品の外観・形状は下記のとおりである。



本添付文書に該当する製品の製品番号、サイズ等については法定表示ラベルの記載を確認すること。

【使用目的又は効果】

本品は、スクリュー挿入のための下穴を開ける目的で使用する手術器具である。

【使用方法等】

1. 本品は未滅菌製品であるので、使用に際しては必ず洗浄・滅菌を行うこと。（【保守・点検に係る事項】参照）。
2. 使用方法
 - 1) 使用前に接続するハンドピースの取扱説明書を併せて確認すること。
 - 2) ハンドピースに接続し、ツイストドリルがしっかりと固定されていることを確認する。
 - 3) ツイストドリルは、骨に対して常に直角（90°）の状態を保ち穿孔を行う。
 - 4) ツイストドリルは低速回転で使用する。
 - 5) 使用の際に、定期的にドリル先の骨屑を除去すること。
 - 6) ツイストドリルを使用する際は、ドリルガイドとの併用を推奨する。
3. 使用後は、洗浄、すすぎ等の污染除去を行った後、血液等異物が付着していないことを確認し、滅菌を行い適切に保管すること。（【保守・点検に係る事項】参照）
4. 使用方法等に関連する使用上の注意
 - 1) 破損、曲がり等の原因になる可能性があるため、使用時に必要以上の力を加えないこと。
 - 2) インプラントと機械器具、又は機械器具同士の組み合わせについて、術中にその組み合わせ・接続を確認すること。
 - 3) 本品は埋め込みを目的としたものではないため、破損した場合、破片が体内に残らないようにすること。
 - 4) ツイストドリルを穿孔器に取り付けた後、軸がぶれていないことを確認した上で使用すること。[軸がぶれたまま回転させると、本品やドリルガイドの破損や、金属片の飛散の恐れがある。また骨孔のサイズを大きくしてしまうことがある]
 - 5) 骨が硬く肥厚していて穿孔に時間を要するような場合は、無理に穿孔を続けず、適宜ドリルを抜いて先端に付着した骨屑を除去したり、穿孔部やドリルに注水して冷やしたりする等、慎重に穿孔を行うこと。[無理な穿孔を続けると、穿孔部で発熱し骨や周囲組織に熱による障害が発生する恐れがある]
 - 6) 過剰な負荷を掛け、無理な穿孔を続けると、ツイストドリルが折損し、破損部が骨内に残留する恐れがあるので注意すること。

- 7) ツイストドリルは、骨に対し常に直角（90°）の状態を使用すること。骨に対し直角（90°）に使用できない場合は、一定方向に負荷がかかり破損の原因となるので注意すること。
- 8) ドリルガイドを使用する場合、ドリルはドリルガイドに垂直に挿入すること。[斜めに挿入したまま回転させると、本品やドリルガイドの破損や金属片の飛散の恐れがある]

【使用上の注意】

1. 使用注意
適用部位の骨が硬く肥厚している患者（穿孔時に、骨又は周辺組織に発熱による損傷を与えることがある。）
2. 重要な基本的注意
 - 1) 本品は未滅菌品であるので、使用に際しては必ず洗浄・高圧蒸気滅菌を行ってから使用すること。[未滅菌のまま使用すると感染症を引き起こす危険性がある]
 - 2) 血液塊等異物の残留を防ぐ為に、血液溶解剤等で十分すすぎ、超音波洗浄装置等を用いて洗浄し、滅菌をすること。
 - 3) 該当するインプラントの添付文書を確認した上で使用すること。
 - 4) 本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。
本品がプリオン病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。

3. 相互作用

併用禁忌

医療機器の名称等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
他社製のインプラント	インプラントの緩み、脱落、破損等の危険性が高まる恐れがある。	インプラントが正しく固定出来ないことで固定力の不足、及び機能が低下する。

4. 不具合・有害事象

（重大な不具合）

- ・ 過負荷による本品の屈曲、破損（破断）
- ・ 疲労破損

（重大な有害事象）

- ・ 手術による神経組織、軟部組織、血管の損傷
- ・ 感染症
- ・ 破損した本品破片の体内遺残
- ・ 金属・アレルギー反応

（その他の有害事象）

- ・ 痛み
- ・ 不快・違和感

これらの不具合・有害事象の治療のため再手術が必要な場合がある。

5. 高齢者への適用

高齢者は一般に骨量・骨質が十分でないことが多いので、慎重に使用し、治療の経過にも十分に注意すること。

【保管方法及び有効期間等】

1. 貯蔵・保管する場合、洗浄した後、腐食を防ぐために保管期間の長短に係らず必ず乾燥させること。
2. 滅菌済のものを貯蔵・保管する場合は、再汚染を防止するため清潔な場所に保管すること。
3. 直射日光を避けて保管すること。

【保守・点検に係る事項】

1. 本品は未滅菌品であるので、使用に際しては必ず洗浄・高圧蒸気滅菌を行ってから使用すること。[未滅菌のまま使用すると感染症を引き起こす危険性がある]
2. 滅菌に際しては以下の条件を参考とし、各医療機関により検証され、確立した条件に従って必ず高圧蒸気滅菌すること。
滅菌温度：132℃ 滅菌時間：6分
3. 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないように、直ちに洗浄液に浸漬し、洗浄・滅菌すること。
4. 污染除去に用いる洗剤は、医療用中性洗剤等、洗浄に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
5. 複雑な構造を有する器具は、器具の隙間、接合部に異物等がないことが確認できるまで洗浄すること。

6. 変色・腐食の可能性があるため、アルカリ性/酸性洗剤・（腐食性化合物を含む）消毒剤は使用しないこと。

腐食性化合物
塩化アンモニウム、塩化バリウム、塩化カルシウム、塩化第一鉄、塩化水銀、塩化第一スズ、チオシアン酸カリウム、過マンガン酸カリウム、次亜塩素酸ナトリウム、石炭酸、デーキン液、塩素化石灰

7. 洗浄にはやわらかいブラシ、スポンジ等を使い、目の粗い磨き粉、金属ブラシ等は使用しないこと。
8. 「すすぎ」を充分に行うこと。不充分であると、浮遊粒子、残留酸化液がわずかに残り、これらが乾燥凝縮されると、シミ「もらいサビ」発生の原因となる。
9. 洗浄及び滅菌時は、蒸留水・脱イオン水を使用すること。
10. 洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥させること。
11. 洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときには、鋭利な器具同士が接触して損傷することがないように注意すること、又、過剰に槽に器具を入れないこと。
12. 異質の材料器具（例えば、ステンレス製と、鉄、黄銅メッキ品）は、同時に超音波洗浄装置に入れない様、注意すること。電気分解や電位差によるサビ発生の原因となる。
13. 超音波洗浄後は、どの器具も油切れしているため、無理な取り扱いをすると、かじりキズの原因となる。潤滑剤を用いると、器具の作業効率も円滑となり表面全体に無機質が付着するのを防ぐ。
14. 器具類を包装する前に完全な除湿乾燥を行うこと。乾燥しない状態で、オートクレーブ内には入れないこと。
15. ドリル先に変形、欠け等がないか、また洗浄後、骨等の組織の付着が無いか確認すること。
16. 使用を重ねることにより受ける反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は廃棄し新しいものと取り替える必要がある。

【製造販売者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：グンゼメディカル株式会社

電話 番 号：06-4796-3151

製造業者名：協和精工株式会社